

○松本市製造業等人材育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における製造業等の振興及び発展を図るため、中小製造業者等が行う経営力の強化又は技術力の向上を目的とした人材育成事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小製造業者等とは、市内に主たる事務所又は事業所を有し、製造業又はソフトウェア業に属する事業を主に行う者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）
- (2) 構成員の3分の1以上を中小企業者で組織する団体
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中小製造業者等で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 当該年度中に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる人材育成事業（個人の能力向上を主たる目的とするものは、除く。以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 別表に掲げる団体が実施する研修に参加する場合で、経営力の強化又は技術力の向上に資するものと市長が認めたもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率・補助限度額
--------	-----------

前条に規定する補助対象事業の受講に係る経費	受講料の2分の1以内とし、受講者1人につき25,000円を限度とする。ただし、補助金の合計額は、1事業所当たり100,000円を限度とする。
-----------------------	--

2 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体の他の制度により研修に係る受講料の補助金（以下この項において「他の補助金」という。）を受けるときは、他の補助金の額を前項の補助対象経費から控除するものとする。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市製造業等人材育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- （1） 研修の受講申込及び受講料を確認できる書類の写し
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（事業の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、前条の申請の内容に変更が生じたときは、遅滞なく松本市製造業等人材育成事業変更・中止承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

（実績報告書）

第8条 決定者は、研修の終了後1か月以内に松本市製造業等人材育成事業実績報告書（様式第3号）に受講内容及び受講料の支払いを確認できる書類の写しその他必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第145号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月23日告示第308号）

この告示は、平成26年7月23日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第129号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第140号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第84号）

この告示は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市製造業等人材育成事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用する。

附 則（令和5年3月30日告示第110号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の松本市製造業等人材育成事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市製造業等人材育成事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の松本市製造業等人材育成事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市製造業等人材育成事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

別表（第4条関係）

独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部・中小企業大学校三条校又は東京校
公益財団法人長野県産業振興機構
長野県工業技術総合センター
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
長野県が設置した技術専門校並びに長野県に立地する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校
松本商工会議所
一般財団法人松本ものづくり産業支援センター